

平成30年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(レ)第461号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 大阪簡易裁判所平成29年(ハ)第5023号不当利得返還請求事件)

口頭弁論終結日 平成29年11月13日

判 決

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

控訴人(第1審被告) C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同代表社員職務執行者 浅野俊昭

同訴訟代理人支配人 黒川國利

被控訴人(第1審原告)

同訴訟代理人弁護士 西尾剛

主 文

1 原判決を次のとおり変更する

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、73万1839円及びこれに対する平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審とも、控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 主位的趣旨

原判決を、次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、34万7725円及びこれに対する平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

## 2 予備的趣旨 1

原判決を、次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、52万5513円及びこれに対する平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

## 3 予備的趣旨 2

原判決を、次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、59万7960円及びこれに対する平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

## 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者である株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）及びアイク株式会社（以下「アイク」という。），両社を吸収合併したディックファイナンス株式会社から商号を変更したCFJ株式会社並びに同社が組織変更された控訴人との間で行った平成13年12月27日～平成24年2月24日の継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し，また，控訴人は過払金の受領が法律上の原因を欠くことを知っていた旨主張して，民法703条，704条前段に基づき，控訴人に対し，過払元金73万6343円及びこれに対する控訴人の被控訴人に対する弁済充当日翌日の平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

2 原審は、被控訴人の請求を全部認容する判決を言い渡し，控訴人はこれを不服として控訴した。

第3 前提事実（当事者間に争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

1 控訴人

- (1) ユニマット、アイク、CFJ株式会社及び控訴人は、いずれも、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) ユニマット及びアイクは、平成15年1月1日、ディックファイナンス株式会社（同日、CFJ株式会社に商号変更）に吸収合併され、CFJ株式会社は、平成20年11月28日、CFJ合同会社（控訴人）に組織変更された（以下、CFJ株式会社及び控訴人を、組織変更の前後を問わず「控訴人」という。）。

2 基本契約

- (1) 被控訴人とユニマットは、平成13年12月27日に、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結した（以下「基本契約①」という。）。

基本契約①には、以下の約定がある。（乙14）

ア 利息 年率29.20%（年365日計算）

イ 遅延損害金 年率29.20%（年365日計算）

ウ 返済期日 每月20日

エ 借入方法 電話申込みによる銀行口座への振込融資

オ 返済方法 口座送金、現金書留

カ 返済金額 借入金額が10万円以下の場合は4000円以上、借入金額が10万円を超える場合は、10万円ごとに4000円を加算した金額

キ 融資限度額 50万円（審査の上100万円まで増額可能）

ク 期限の利益喪失条項

返済期日までに返済金額の支払を怠ったときは、ユニマットからの通知催告がなくとも、ユニマットに対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う。

(2) 被控訴人とアイクは、平成14年8月12日に、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結した（以下「基本契約②」という。）。

基本契約②には、以下の約定がある。（乙7）

ア 利息 年率29.20%

イ 遅延損害金 年率29.20%

ウ 返済期日 每月20日（返済日が土・日・祝祭日なる場合は翌営業日）

エ 期限の利益喪失条項 前記(1)クと同旨

(3) 被控訴人と控訴人は、平成15年2月25日に、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結した（以下「基本契約③」という。）。

基本契約③には、以下の約定がある。（乙1）

ア 利息 年率29.20%（年365日計算）

イ 遅延損害金 年率29.20%（年365日計算）

ウ 返済期日 每月20日（返済日が土・日・祝日・法定休日となる場合であっても返済期日当日を返済期日とする。）

エ 借入方法 控訴人支店窓口での金銭受領、同社現金自動貸付返済機（以下「ATM」という。）による金銭の引出し、銀行口座への振込融資

オ 返済方法 前記支店への持参払、ATMによる返済、口座送金

カ 返済金額 返済期日6日前の借入残高が9万9000円以下の場合は3000円以上、同残高が3万3000円を増す範囲ごとに1000円を加算した金額

キ 融資限度額 200万円

ク 期限の利益喪失条項 前記(1)クと同旨

ケ 被控訴人と控訴人は、控訴人を契約者かつ保険金受取人とし、被控訴人を被保険者とする団体信用生命保険を生命保険会社との間に締結し、同契約の締結に必要な協力をすることを合意する。

### 3 基本契約に基づく取引

(1) 被控訴人は、平成13年12月27日、基本契約①に基づき、ユニマットから30万円を借り入れ、同日から平成15年2月25日まで、ユニマット及び控訴人との間で、別紙計算書①の「取引日」欄の年月日に、「貸付金額」欄及び「入金額」欄のとおり、借入れ及び返済を繰り返した（甲1の1・2。以下、基本契約①に基づく取引を「ユニマット取引」という。）。

(2) 被控訴人は、平成14年8月12日、基本契約②に基づき、アイクから30万円を借り入れ、同日から平成23年6月24日まで、アイク及び控訴人との間で、別紙計算書②の「取引日」欄の年月日に、「貸付金額」欄及び「入金額」欄のとおり、借入れ及び返済を繰り返した（甲2。以下、基本契約②に基づく取引を「アイク取引」という。）。

(3) 被控訴人は、平成15年2月25日、基本契約①に基づく約定残債務元金21万9870円を控訴人に対して返済するとともに、同日、基本契約③に基づき、控訴人から30万円を借り入れ、同日から平成24年2月24日まで、控訴人との間で、別紙計算書①の「取引日」欄の年月日に、「貸付金額」欄及び「入金額」欄のとおり、借入れ及び返済を繰り返した（甲1の2。以下、基本契約③に基づく取引を「C F J取引」といい、ユニマット取引及びC F J取引を合わせて「本件取引」という。）。

なお、基本契約①に基づく平成15年2月25日時点の未収利息1055円は、基本契約③における同日時点の未収利息として処理され（甲1の2）、基本契約①に係る契約書は、同日、被控訴人に返送された（乙14の2）。

(4) 控訴人は、平成15年4月10日、基本契約③に係るATMの操作を行うためのカードを発行し、被控訴人に対して交付した（乙15、16）。

#### 4 期限の利益喪失

(1) 被控訴人は、CFJ取引において、別紙計算書①のとおり、平成16年6月20日から平成17年11月20日までの毎月20日及び平成18年6月20日に支払うべき各分割金の支払を怠った（甲1の2）。

(2) 被控訴人は、アイク取引において、別紙計算書②のとおり、平成16年6月21日、同年7月20日及び同年8月20日に支払うべき各分割金の支払を怠った（甲2）。

#### 5 一部支払

控訴人は、平成29年7月19日、被控訴人に対し、70万円を支払った。

### 第4 争点

- 1 本件取引における過払金充当合意の有無
- 2 ユニマット取引において生じた過払金返還請求権の消滅時効の成否
- 3 期限の利益喪失の主張が信義則違反となるか
- 4 期限の利益の再度付与があったか
- 5 控訴人の悪意の受益者性

### 第5 当事者の主張

#### 1 争点1（本件取引における過払金充当合意の有無）について

（被控訴人の主張）

ユニマット取引とCFJ取引とが法律上別個の基本契約に基づく取引であり、取引条件が若干異なっているとしても、それは専ら控訴人のシステムが変更されたことによるものであり、被控訴人の借入方法、返済方法、返済金額及びカード利用の有無は本件取引を通じて変わっていないから、本件取引は、事実上1個の連續した取引であるといえる。

したがって、被控訴人と控訴人との間には、ユニマット取引において生じた

過払金を、 C F J 取引において発生する新たな借入金に充当する旨の合意（過払金充当合意）があった。

(控訴人の主張)

(ア) 被控訴人は、控訴人に対し、基本契約①に基づくユニマット取引に係る約定残元金 21万9870円については簡易の引渡しを行い、控訴人は、被控訴人に対し、基本契約③に基づく C F J 取引に係る借入金 30万円と前記残元金との差額の 8万0130円については現実の引渡しを行っているから、ユニマット取引と C F J 取引は、各々別個独立に消費貸借契約の要物性の要件を満たしている。(イ) ユニマット取引と C F J 取引とでは、基本契約に係る契約当事者、借入方法、返済方法、返済金額、融資限度額及び団体信用生命保険締結の有無、並びにカード利用の可否が異なる。(ウ) C F J 取引に係る基本契約③の締結日に、ユニマット取引に係る基本契約①の契約書が被控訴人に返還されている。

これらの事実に照らせば、ユニマット取引と C F J 取引とは事実上 1 個の連續した取引であるとはいはず、ユニマット取引で生じた過払金を C F J 取引における新たな借入金に充当する旨の過払金充当合意があったとはいえない。

2 争点 2 (ユニマット取引において生じた過払金返還請求権の消滅時効の成否)について

(控訴人の主張)

争点 1 での控訴人の主張のとおり、本件取引は事実上 1 個の連續した取引ではなく、ユニマット取引と C F J 取引という別個の取引であり、各取引において生じた過払金の消滅時効は、各取引の終了時から進行するから、ユニマット取引の消滅時効は完成している。

(被控訴人の主張)

本件取引は事実上 1 個の取引であり、本件取引において生じた過払金の消滅時効は、本件取引の終了時から進行するから、消滅時効は完成していない。

3 争点 3 (期限の利益喪失の主張が信義則違反となるか)について

(被控訴人の主張)

控訴人は、貸付元帳に次回返済日を記載していたのみならず、被控訴人に対しても、被控訴人が返済した金額が遅延損害金には充当されていないこと及び次回返済日を記載した書面の交付を続けてきたのであって、控訴人は、被控訴人に対し、期限の利益の喪失を宥恕していたというべきであるから、本件訴訟において期限の利益の喪失の主張をすることは信義則に反する。

(控訴人の主張)

期限の利益喪失後に一括弁済を求めるか否か、弁済金をどのような計算で処理するか等は、貸主が自由に決められることである（最高裁平成21年9月11日第二小法廷判決（裁判集民事231号495頁））。したがって、取引中に控訴人が何らかの請求を行わなかったからといって、控訴人の本件訴訟における主張が信義則に反することにはならない。

4 争点4（期限の利益の再度付与）について

(被控訴人の主張)

前記3で記載した事実からすれば、控訴人は、被控訴人に対し、期限の利益を再度付与したというべきである。

(控訴人の主張)

争う。

前記3の最高裁平成21年9月11日第二小法廷判決の判示によれば、被控訴人主張の事実があつても、これをもって控訴人が期限の利益を再度付与したとはいえない。

5 争点5（控訴人の悪意の受益者性）について

(被控訴人の主張)

控訴人は、利息制限法の定めを超過する利息を返還しなければならない義務があることを知っていたから、悪意の受益者（民法704条前段）に当たる。

(控訴人の主張)

争う。

控訴人は、監督官庁によって貸金業法17条1項及び18条1項所定の要件を満たすものと認められた書面を顧客に交付していたから、当然に43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのように認識することがやむを得ないといえる特段の事情があったといえる。したがって、控訴人は悪意の受益者には当たらない。

## 第6 当裁判所の判断

### 1 争点1（本件取引についての過払金充当合意の有無）について

(1) 前提事実によれば、(ア) 控訴人と被控訴人は、ユニマット取引終了日に基本契約③を締結してCFJ取引を開始していること、(イ) 基本契約①に基づく平成15年2月25日時点の未収利息1055円は、基本契約③における同日時点の未収利息として処理されていること、(ウ) 控訴人自身が、ユニマット取引に係る約定残元金21万9870円については簡易の引渡しを行うとともに、基本契約③に基づくCFJ取引に係る30万円との差額8万0130円については現実の引渡しを行った旨主張しており、CFJ取引において貸し付けられた30万円の7割以上はユニマット取引の約定残債務に充てられていることが認められる。

これらの事実によれば、ユニマット取引とCFJ取引とは、事実上1個の連續した取引として行われたものであると認めるのが相当である。

(2) これに対し、控訴人は、基本契約①と基本契約③とでは、契約当事者、借入方法、返済方法、返済金額、融資限度額及び団体信用生命保険締結の有無、並びにカード利用の可否の点が異なるから、両者は事実上1個の連續した取引とはいえない旨主張する。

しかし、平成15年2月25日に基本契約①に基づくユニマット取引が終了し、基本契約③に基づくCFJ取引が開始されたのは、同年1月1日にユニマットが控訴人に吸収合併されたことに伴って控訴人のシステム

での取引に変更する趣旨によるものどうかがわされること、前記のとおり、契約内容の一部に変更点がみられるものの、リボルビング方式による点は同一であって、契約内容に本質的な相違はないことからすれば、控訴人主張の事情は、前記(1)の判断を左右しない。

なお、本件では、基本契約③の締結に際し、基本契約①の契約書が被控訴人に返却されているが（前提事実3(3)）、前記(1)及び上記で説示したような事情を踏まえると、取引の連續性を否定するに足りる事情とはいえないから、前記(1)の判断を左右しない。

(3) 以上によれば、控訴人と被控訴人との間には、ユニマット取引によって発生した過払金を、C F J取引によって生じた借入金債務に充当する旨の合意があったと認めるのが相当であるから、争点1についての被控訴人の主張には理由がある。

2 争点2（ユニマット取引において生じた過払金返還請求権の消滅時効の成否）について

継続的な金銭消費貸借取引における基本契約が過払金充当合意を含む場合は、過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了したときから進行する（最高裁判所平成21年1月22日判決・民集63巻1号247頁参照）。

前記1で判断したとおり、ユニマット取引とC F J取引とを併せた本件取引は、事実上1個の連續した取引であって、全体につき過払金充当合意があるといえるから、本件取引において生じた過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引の終了日（C F J取引の終了日）である平成24年2月24日から進行する。

そうすると、上記消滅時効とは別に、ユニマット取引において生じた過払金返還請求権が独自に消滅時効にかかることはないから、争点2についての控訴人の主張は理由がない。

3 争点3（期限の利益喪失の主張が信義則違反となるか）について

金銭の借主が期限の利益を喪失した場合、貸主において、借主に対して元利金の一括弁済を求めるか、それとも元利金の一部弁済を受領し続けるかは、基本的に貸主が自由に決められることであるから、控訴人が期限の利益喪失事由の発生後に元利金の一括弁済を求めず被控訴人から一部弁済を受領し続けたとしても、それだけで控訴人の期限の利益の喪失の主張が信義則に反するということはできない（最高裁平成21年9月11日第二小法廷判決・裁判集民事231号495頁参照）。

そうすると、被控訴人が基本契約②③に基づいて期限の利益を喪失した後に、控訴人が遅延損害金を請求したり、弁済金をこれに充当したりしなかつたからといって、それだけで直ちに信義則上期限の利益喪失の主張が許されなくなることはないというべきである。

したがって、争点3についての被控訴人の主張は理由がない。

#### 4 争点4（期限の利益の再度付与）について

前提事実によれば、控訴人は、CFJ取引及びアイク取引において、期限の利益喪失後も、被控訴人による分割金の返済を受け容れ、それに対して約定利息のみを請求・徴収していることからすれば、その時点で、控訴人は、事後は通常通りの取引を行う意思を默示に表示し、被控訴人との間で期限の利益を再度付与することが默示に合意されたものと認めるのが相当である。

したがって、被控訴人が返済期日に支払を怠った場合には、その翌日から返済すべき分割金を支払った日までの間に限り制限利率による遅延損害金が発生することになる。

#### 5 争点5（控訴人の悪意の受益者性）について

貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法7

04条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

控訴人は、監督官庁によって貸金業法17条1項及び18条1項所定の要件を満たすものと認められた書面を顧客に交付することにより、当然に43条1項の適用があると認識していたから、控訴人は悪意の受益者には当たらない旨主張するが、本件全証拠によつても、上記主張を認めることはできない。

したがつて、控訴人は、民法704条前段の「悪意の受益者」に当たるから、争点5についての被控訴人の主張は理由がある。

## 6 被控訴人の請求可能額

前記1～5によれば、被控訴人の請求可能額は、次のとおりとなる。

- (1) 遅延損害金の利率については、利息制限法4条1項により、年26.28%の割合となる。
- (2) 民法704条によれば、悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならないところ、本件取引において、控訴人は、過払金が生じる返済を受ける毎に利益を受けることになるから、過払金が生じる返済が行われた日から利息を付すべきものと解される。
- (3) 以上を踏まえて、本件取引及びアイク取引について引直し計算をすると、別紙計算書①②のとおりとなるから、平成29年7月19日時点において、本件取引については、過払金元本52万9296円及び同日までの利息19万5191円が、アイク取引については、過払金元本50万9935円及び同日までの利息19万7417円がそれぞれ発生していたことになる。

そして、控訴人が、同日、被控訴人に対して支払った70万円（前提事実5）をこれに充当すると、同金員は、(ア) 同日時点の本件取引に係る未払利息19万5191円及びアイク取引に係る未払利息19万7417円、(イ) 本件取引について平成19年12月25日～平成20年2月25日に発生した過払金元本3万0676円（別紙計算書①No. 78～80）、(ウ) 平成20年3

月25日～同年12月25日に発生した本件取引に係る過払金元本11万円（別紙計算書①No. 81～90）及び同期間に発生したアイク取引に係る過払金元本14万4967円（別紙計算書②No. 76～85），（エ）平成21年1月23日に発生した本件取引に係る過払金元本1万1000円（別紙計算書①No. 91）の内金9169円及び同日に発生したアイク取引に係る過払金元本1万5000円（別紙計算書②No. 86）の内金1万2580円にそれぞれ充当されることとなる。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、上記充当後の本件取引に係る過払金元本37万9451円及びアイク取引に係る過払元金3.5万2388円の合計73万1839円及びこれに対する前記70万円の支払日の翌日である平成29年7月20日から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

## 7 結論

よって、被控訴人の請求は、上記6(3)の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、被控訴人の請求を全て認容した原判決は一部失当であるから、原判決を変更して上記6(3)の限度で支払を命じることとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条2項、64条ただし書、61条を、仮執行の宣言につき同法310条本文をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第20民事部

裁判長裁判官 野 田 恵 司

裁判官 渡辺美恵子

裁判官 金光美奈

計算書

計算書作成日:2017/11/16 17:14:57

会員番号	金員氏名	収支
		676,493 本件取引1
TOTAL	873,997	1,552,490 5,600 5,000 -51,118 83 5,124 -45,994 1,402,563 -195,191 -529,296

No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息	損害金合計	元金充当額	総遅利息	残元金	(n)
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	
1	2001/12/27	300,000		21	18,000	3,106					3,106	8,894		0	300,000	291,106
2	2002/01/17		12,000	32	18,000	4,593					4,593	7,407		0	283,699	
3	2002/02/18		12,000	25	18,000	3,497					3,497	8,503		0	275,196	
4	2002/03/15		12,000	33	18,000	4,478					4,478	7,522		0	267,674	
5	2002/04/17		12,000	29	18,000	3,828					3,828	8,172		0	259,502	
6	2002/05/16		12,000	29	18,000	3,711					3,711	8,289		0	251,213	
7	2002/06/14		12,000	31	18,000	3,840					3,840	8,160		0	243,053	
8	2002/07/15		12,000	31	18,000	3,715					3,715	8,205		0	234,768	
9	2002/08/15		12,000	33	18,000	3,820					3,820	8,180		0	226,588	
10	2002/09/17		12,000	28	18,000	3,128					3,128	8,872		0	217,716	
11	2002/10/15		12,000	36	18,000	3,865					3,865	8,135		0	209,581	
12	2002/11/20		12,000	29	18,000	2,997					2,997	9,003		0	200,576	
13	2002/12/19		12,000	27	18,000	2,659					2,669	9,337		0	191,247	
14	2003/01/15		12,000	35	18,000	3,300					3,300	8,700		0	182,547	
15	2003/02/19		12,000	6	18,000	540					540	219,330		0	-36,783	
16	2003/02/25		300,000	0	5,000	0					0	0		0	263,217	
17	2003/03/25		12,000	23	18,000	2,985					2,985	9,015		0	254,202	
18	2003/04/16		12,000	27	18,000	3,384					3,384	8,616		0	245,586	
19	2003/05/15		12,000	29	18,000	3,512					3,512	8,489		0	237,998	
20	2003/06/18		12,000	34	18,000	3,975					3,975	8,025		0	229,073	
21	2003/07/16		12,000	28	18,000	3,163					3,163	8,837		0	220,236	
22	2003/08/15		12,000	30	18,000	3,258					3,258	8,742		0	211,494	
23	2003/09/19		12,000	35	18,000	3,650					3,650	8,350		0	203,144	
24	2003/09/22		36,314	3	18,000	300					300	0		0	239,458	
25	2003/10/17		12,000	25	18,000	2,952					2,952	8,748		0	230,710	
26	2003/11/17		12,000	31	18,000	3,527					3,527	8,473		0	222,237	
27	2003/12/16		12,000	29	18,000	3,178					3,178	8,822		0	213,415	
28	2004/01/16		12,000	31	18,000	3,257					3,257	8,743		0	204,672	
29	2004/02/17		12,000	32	18,000	3,221					3,221	8,779		0	195,893	
30	2004/03/18		12,000	30	18,000	2,890					2,890	9,110		0	186,783	
31	2004/04/16		12,000	29	18,000	2,663					2,663	9,337		0	177,446	

この計算書面積と契約利率に基づく法定利率による利息を算出した結果は、あくまで実際の参考資料として提出するものです。いかなる意味においても、CFJ合同会社(以下「当社」といいます)が負担する可能性ある債務に関する責任を負うことはございません。万一、当社の役員または従業員がこれに反する発言を行い、または文書を作成した場合は、それは文書を作成した場合に限って、法規制がによる罰則を科す。当社の財産を差し押さないでください。万が一、当社の財産を差し押さないでください。

No.	取引日	支付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	適正利率	適正損害金	利息	損失金合計	元金充当額	残額利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)
33	2004/05/18		12,000	32	18,000	2,792		26,280	241	2,792	9,208	0	166,238		
34	2004/06/22		12,000	33	18,000	2,730	2004/06/20	2	2,971	9,029	0	159,209			
35	2004/07/23		12,000	28	18,000	2,192	2004/07/20	3	26,280	342	2,534	9,466	0	149,743	
36	2004/08/25		12,000	28	18,000	2,052	2004/08/20	5	26,280	537	2,599	9,401	0	140,342	
37	2004/09/24		12,000	26	18,000	1,794	2004/09/20	4	26,280	403	2,197	9,803	0	130,539	
38	2004/10/25		12,000	26	18,000	1,659	2004/10/20	5	26,280	468	2,137	9,863	0	120,676	
39	2004/11/25		12,000	26	18,000	1,543	2004/11/20	5	26,280	483	1,976	10,024	0	110,652	
40	2004/12/24		12,000	25	18,000	1,360	2004/12/20	4	26,280	317	1,677	10,323	0	100,329	
41	2005/01/26		12,000	27	18,000	1,334	2005/01/20	6	26,280	493	1,767	10,233	0	90,096	
42	2005/02/25		10,000	25	18,000	1,110	2005/02/20	5	26,280	324	1,434	8,566	0	81,530	
43	2005/03/25		10,000	23	18,000	924	2005/03/20	5	26,280	293	1,217	8,783	0	72,747	
44	2005/04/25		10,000	26	18,000	932	2005/04/20	5	26,280	261	1,193	8,807	0	63,940	
45	2005/05/25		10,000	25	18,000	788	2005/05/20	5	26,280	230	1,018	8,982	0	54,958	
46	2005/06/24		10,000	26	18,000	704	2005/06/20	4	26,280	158	862	9,138	0	45,820	
47	2005/07/25		10,000	26	18,000	587	2005/07/20	5	26,280	164	751	9,249	0	36,571	
48	2005/08/25		10,000	26	18,000	468	2005/08/20	5	26,280	131	599	9,401	0	27,170	
49	2005/09/22		10,000	26	18,000	348	2005/09/20	2	26,280	39	387	9,613	0	17,597	
50	2005/10/25		10,000	28	18,000	242	2005/10/20	5	26,280	63	305	9,695	0	7,862	
51	2005/11/25		10,000	26	18,000	100	2005/11/20	5	26,280	28	128	9,872	0	-2,010	
52	2005/12/22		10,000	27	5,000	-7				-7	10,000	-7	-12,010		
53	2006/01/25		10,000	34	5,000	-55				-55	10,000	-52	-22,010		
54	2006/02/24		10,000	30	5,000	-90				-90	10,000	-152	-32,010		
55	2006/03/24		10,000	28	5,000	-122				-122	10,000	-274	-42,010		
56	2006/04/25		10,000	32	5,000	-184				-184	10,000	-458	-52,010		
57	2006/05/25		10,000	30	5,000	-213				-213	10,000	-671	-62,010		
58	2006/06/01	183,000		7	5,000	-59				-59	0	0	120,260		
59	2006/06/23		10,000	19	18,000	1,126	2006/06/20	3	26,280	259	1,385	8,615	0	111,645	
60	2006/07/20	54,683		27	18,000	1,486					1,486	0	1,486	166,328	
61	2006/07/25		11,000	5	18,000	410					410	9,104	0	157,224	
62	2006/08/25		11,000	31	18,000	2,403					2,403	8,597	0	148,627	
63	2006/09/25		11,000	31	18,000	2,272					2,272	8,728	0	139,899	
64	2006/10/25		11,000	30	18,000	2,069					2,069	8,931	0	130,958	
65	2006/11/24		11,000	30	18,000	1,937					1,937	9,063	0	121,905	
66	2006/12/25		11,000	31	18,000	1,863					1,863	9,137	0	112,768	
67	2007/01/25		11,000	31	18,000	1,723					1,723	9,277	0	103,491	
68	2007/02/26		11,000	32	18,000	1,633					1,633	9,367	0	94,124	
69	2007/03/23		11,000	25	18,000	1,160					1,160	9,840	0	84,284	
70	2007/04/25		11,000	33	18,000	1,371					1,371	9,629	0	74,685	
71	2007/05/25		11,000	30	18,000	1,104					1,104	9,896	0	64,755	
72	2007/06/25		11,000	31	18,000	990					990	10,010	0	54,749	

この料率等(回数等)との差額利回りに基づく利回り(以下「当社料率」といいます)と異なる料率がある場合は、あくまで該料率(以下「当社料率」といいます)が対象する料率である旨を明記しておいてください。ただし、CF-J合同会社は投資家または投資元がこれに反する発言を行った場合は、当社の投資家または投資元がこれに反する発言を行った場合は、すべて無効代取扱いとします。

して無効であり、当社はこれを追認いたしません。

この計算書は預金との契約料率に基づく利子計算結果として提出するものです。いかなる意味においても、CFJ合同会社(以下当社)はいかなる形態の請求権を有するものではありません。万一事実上、当社の役員または従業員がこれに反する発言を行ひ、または文書を作成した場合は、すべて無効とみなされます。

No.	取引日	預付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	遡延利率	遡延損害金	利息	損害金合計	元金充当額	特種利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)
73	2007/07/25	11,000	30	18,000	809						809	10,191	0	44,558	
74	2007/08/24	11,000	30	18,000	659						659	10,341	0	34,217	
75	2007/09/25	11,000	32	18,000	539						539	10,461	0	23,756	
76	2007/10/25	11,000	30	18,000	351						351	10,649	0	13,107	
77	2007/11/22	11,000	28	18,000	180						180	10,820	0	2,287	
78	2007/12/25	11,000	33	18,000	37						37	10,963	0	-8,676	
79	2008/01/28	11,000	34	5,000	-40						-40	11,000	-40	-19,576	
80	2008/02/25	11,000	28	5,000	-75						-75	11,000	-115	-30,676	
81	2008/03/25	11,000	29	5,000	-121						-121	11,000	-236	-41,676	
82	2008/04/25	11,000	31	5,000	-176						-176	11,000	-412	-52,676	
83	2008/05/23	11,000	28	5,000	-201						-201	11,000	-613	-63,676	
84	2008/06/27	11,000	35	5,000	-304						-304	11,000	-917	-74,676	
85	2008/07/25	11,000	28	5,000	-285						-285	11,000	-1,202	-85,676	
86	2008/08/25	11,000	31	5,000	-362						-362	11,000	-1,564	-96,676	
87	2008/09/25	11,000	31	5,000	-409						-409	11,000	-1,973	-107,676	
88	2008/10/28	11,000	33	5,000	-485						-485	11,000	-2,458	-118,676	
89	2008/11/25	11,000	28	5,000	-453						-453	11,000	-2,911	-129,676	
90	2008/12/25	11,000	30	5,000	-531						-531	11,000	-3,442	-140,676	
91	2009/01/23	11,000	29	5,000	-558						-558	11,000	-4,000	-151,676	
92	2009/02/26	9,000	34	5,000	-706						-706	9,000	-4,706	-160,676	
93	2009/03/26	9,000	28	5,000	-616						-616	9,000	-5,322	-169,676	
94	2009/04/27	9,000	32	5,000	-743						-743	9,000	-6,065	-178,676	
95	2009/05/25	9,000	28	5,000	-685						-685	9,000	-6,750	-187,676	
96	2009/06/25	9,000	31	5,000	-796						-796	9,000	-7,546	-196,676	
97	2009/07/24	9,000	29	5,000	-781						-781	9,000	-8,327	-205,676	
98	2009/08/25	9,000	32	5,000	-901						-901	9,000	-9,226	-214,676	
99	2009/09/28	9,000	34	5,000	-899						-899	9,000	-10,227	-223,676	
100	2009/10/23	9,000	25	5,000	-766						-766	9,000	-10,993	-232,676	
101	2009/11/25	9,000	33	5,000	-1,051						-1,051	9,000	-12,044	-241,676	
102	2009/12/25	9,000	30	5,000	-993						-993	9,000	-13,037	-250,676	
103	2010/01/25	9,000	31	5,000	-1,064						-1,064	9,000	-14,101	-259,676	
104	2010/02/25	9,000	31	5,000	-1,102						-1,102	9,000	-15,203	-268,676	
105	2010/03/25	9,000	28	5,000	-1,030						-1,030	9,000	-16,233	-277,676	
106	2010/04/28	9,000	34	5,000	-1,293						-1,293	9,000	-17,526	-286,676	
107	2010/05/26	9,000	28	5,000	-1,099						-1,099	9,000	-18,625	-295,676	
108	2010/06/29	9,000	34	5,000	-1,377						-1,377	9,000	-20,002	-304,676	
109	2010/07/26	9,000	27	5,000	-1,126						-1,126	9,000	-21,126	-313,676	
110	2010/08/30	9,000	35	5,000	-1,503						-1,503	9,000	-22,631	-322,676	
111	2010/09/27	9,000	28	5,000	-1,237						-1,237	9,000	-23,868	-331,676	
112	2010/10/27	9,000	30	5,000	-1,363						-1,363	9,000	-25,231	-340,676	

No.	取引日	支払金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	通常利率	通常利息金	利害		元金充当額	元金充当額	利害金合計
											(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
113	2010/11/26	9,000	30	5,000	-1,400						-1,400	9,000	-26,631	-26,631	-349,676
114	2010/12/29	9,000	33	5,000	-1,580						-1,580	9,000	-28,211	-28,211	-338,676
115	2011/01/26	9,000	28	5,000	-1,375						-1,375	9,000	-29,585	-29,585	-367,676
116	2011/02/25	9,000	30	5,000	-1,510						-1,510	9,000	-31,096	-31,096	-376,676
117	2011/03/25	9,000	28	5,000	-1,444						-1,444	9,000	-32,540	-32,540	-385,676
118	2011/04/25	9,000	31	5,000	-1,631						-1,631	9,000	-34,177	-34,177	-394,676
119	2011/05/25	9,000	30	5,000	-1,621						-1,621	9,000	-35,798	-35,798	-403,676
120	2011/06/24	9,000	30	5,000	-1,658						-1,658	9,000	-37,456	-37,456	-412,676
121	2011/07/26	9,000	32	5,000	-1,808						-1,808	9,000	-39,264	-39,264	-421,676
122	2011/08/26	9,000	31	5,000	-1,790						-1,790	9,000	-41,054	-41,054	-430,676
123	2011/09/22	9,000	27	5,000	-1,592						-1,592	9,000	-42,646	-42,646	-439,676
124	2011/10/25	9,000	33	5,000	-1,987						-1,987	9,000	-44,633	-44,633	-448,676
125	2011/11/25	9,000	31	5,000	-1,905						-1,905	9,000	-46,538	-46,538	-457,676
126	2011/12/22	9,000	27	5,000	-1,692						-1,692	9,000	-48,230	-48,230	-466,676
127	2012/01/25	9,000	34	5,000	-2,168						-2,168	9,000	-50,398	-50,398	-475,676
128	2012/02/24	53,620	30	5,000	-1,949						-1,949	53,620	-52,347	-52,347	-529,236
129	2017/07/19	0	1,972	5,000	-142,844						-142,844	0	-195,191	-195,191	-529,236

この計算範囲との契約料率に基づくまたは利息制限法所定の利率に基づくまたは賃料の参考資料として提出するものです。いかなる意味においても、CFI会員が(以下当社)といいますが負担する可能性ある債務に因る債務がこれに反する発言を行い、または文書を作成した場合は、すべて無効行為と見て差し支えません。

CFJ合同会社 Legal Service Center  
大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70  
なんばバース、パークタワー14階  
TEL:06-7713-5676 FAX:06-7713-5609

計算書

計算書作成日:2017/11/16 17:17:47

会員番号	会員氏名	収支
		704,968 本件取引12
TOTAL	599,000 1,403,968	5,446 5,000 -3,582

No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息合計	残高合計	元金充当額	保証利息	保証料金	(n)	(m)	(n)	(o)
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)	(s)	(t)
1	2002/08/12	300,000		8	18,000	1,183					1,183	817					300,000		
2	2002/08/20		2,000	28	18,000	4,131					4,131	7,869	0				299,183		
3	2002/09/17	12,000		28	18,000	4,022					4,022	7,978	0				291,314		
4	2002/10/15	12,000		28	18,000	5,030					5,030	6,970	0				283,336		
5	2002/11/20	12,000		36	18,000	3,952					3,952	8,048	0				276,366		
6	2002/12/19	12,000		29	18,000	3,571					3,571	8,429	0				268,318		
7	2003/01/15	12,000		27	18,000	4,485					4,485	7,515	0				259,889		
8	2003/02/19	12,000		35	18,000	3,360					3,360	8,640	0				252,374		
9	2003/03/18	12,000		27	18,000	3,495					3,495	8,515	0				243,734		
10	2003/04/16	12,000		29	18,000	3,363					3,363	8,637	0				235,219		
11	2003/05/15	12,000		29	18,000	2,346					2,346	0					226,582		
12	2003/06/05	48,000		21	18,000	1,760					1,760	7,894	0				274,582		
13	2003/06/18	12,000		13	18,000	1,153					1,153	8,318	0				266,688		
14	2003/07/16	12,000		23	18,000	3,682					3,682	8,178	0				258,370		
15	2003/08/15	12,000		30	18,000	3,822					3,822	8,178	0				250,192		
16	2003/09/19	12,000		35	18,000	4,318					4,318	7,682	0				242,510		
17	2003/10/17	12,000		28	18,000	3,348					3,348	8,652	0				233,858		
18	2003/10/27	24,000		10	18,000	1,153					1,153	0					232,933		
19	2003/11/17	12,000		21	18,000	2,670					2,670	8,177	0				224,598		
20	2003/12/16	12,000		29	18,000	3,570					3,570	8,430	0				215,911		
21	2004/01/16	12,000		31	18,000	3,682					3,682	8,318	0				206,940		
22	2004/02/17	12,000		32	18,000	3,665					3,665	8,335	0				207,588		
23	2004/03/18	12,000		30	18,000	3,313					3,313	8,687	0				199,681		
24	2004/04/16	12,000		29	18,000	3,079					3,079	8,921	0				191,911		
25	2004/05/18	12,000		32	18,000	3,257					3,257	8,743	0				198,247		
26	2004/06/22	12,000	34	18,000	3,314	2004/06/21	1	26,260	142	3,456	8,544	0				189,703			
27	2004/07/23	12,000	26	18,000	2,612	2004/07/20	3	26,260	408	3,020	8,980	0				180,723			
28	2004/08/25	12,000	28	18,000	2,488	2004/08/20	5	26,280	648	3,136	8,864	0				171,859			
29	2004/09/24	12,000	30	18,000	2,535						2,535	9,465	0				162,394		
30	2004/10/25	12,000	31	18,000	2,475						2,475	9,525	0				152,866		
31	2004/11/25	12,000	31	18,000	2,330						2,330	9,670	0				143,199		
32	2004/12/22	70,000	27	18,000	1,901						1,901	0					213,199		

このK.K.算定(頭取との契約利率に基づくまたは、あくまで賃貸の参考額などにして記載するもの)においても、CFJ会員社(以下当社)といひすが負担する可能性ある債務に於ける利息等の支拂いを承認し、またはその他の効率的・効果的な手段を採る目的で、または契約書を作成した場合は、すべて前項に於ける約定を適用いたしません。一方、当社の従員または従業員がこれに反する約定を行なう場合は、当社はこれを拒否いたしません。

No.	取引日	貸付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	递延利率	递延損害金	利息 資金合計	元金充当額	未収利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)
33	2004/12/24	12,000	2	18,000	209						209	9,890	0	203,309
34	2005/01/25	12,000	33	18,000	3,305						3,305	8,695	0	194,614
35	2005/02/10	61,000	15	18,000	1,439						1,439	0	1,439	255,614
36	2005/02/25	13,000	15	18,000	1,890						1,890	9,671	0	245,843
37	2005/03/25	13,000	20	18,000	3,396						3,396	9,604	0	236,339
38	2005/04/25	13,000	31	18,000	3,613						3,613	9,387	0	226,952
39	2005/05/25	13,000	30	18,000	3,357						3,357	9,643	0	217,309
40	2005/06/24	13,000	30	18,000	3,214						3,214	9,786	0	207,523
41	2005/07/25	13,000	31	18,000	3,172						3,172	9,828	0	197,665
42	2005/08/25	13,000	31	18,000	3,022						3,022	9,976	0	187,717
43	2005/09/22	13,000	28	18,000	2,592						2,592	10,408	0	177,309
44	2005/09/26	91,000	4	18,000	349						349	0	349	268,309
45	2005/10/25	15,000	29	18,000	3,837						3,837	10,814	0	257,495
46	2005/11/25	15,000	31	18,000	3,936						3,936	11,064	0	246,431
47	2005/12/22	15,000	27	18,000	3,281						3,281	11,719	0	234,712
48	2006/01/25	15,000	34	18,000	3,934						3,934	11,066	0	223,846
49	2006/02/24	15,000	30	18,000	3,308						3,308	11,692	0	211,954
50	2006/03/24	15,000	28	18,000	2,956						2,926	12,074	0	199,880
51	2006/04/25	15,000	32	18,000	3,154						3,154	11,846	0	188,034
52	2006/05/25	15,000	30	18,000	2,781						2,781	12,219	0	175,815
53	2006/06/22	45,000	8	18,000	653						693	0	693	220,815
54	2006/06/23	15,000	21	18,000	2,286						2,286	12,021	0	208,794
55	2006/07/25	15,000	32	18,000	3,294						3,294	11,706	0	197,086
56	2006/08/25	15,000	31	18,000	3,013						3,013	11,987	0	185,101
57	2006/09/25	15,000	31	18,000	2,829						2,829	12,171	0	172,930
58	2006/10/25	15,000	30	18,000	2,558						2,558	12,442	0	160,488
59	2006/11/24	15,000	30	18,000	2,374						2,374	12,626	0	147,852
60	2006/12/25	15,000	31	18,000	2,260						2,260	12,740	0	135,122
61	2007/01/26	15,000	32	18,000	2,131						2,131	12,869	0	122,253
62	2007/02/26	15,000	31	18,000	1,868						1,868	13,132	0	109,121
63	2007/03/23	15,000	25	18,000	1,345						1,345	13,655	0	95,466
64	2007/04/06	60,000	14	18,000	659						659	0	659	155,466
65	2007/04/25	15,000	19	18,000	1,456						1,456	12,885	0	142,581
66	2007/05/25	15,000	30	18,000	2,109						2,109	12,891	0	129,690
67	2007/06/25	15,000	31	18,000	1,982						1,982	13,018	0	116,672
68	2007/07/25	15,000	30	18,000	1,726						1,726	13,274	0	103,398
69	2007/08/24	15,000	30	18,000	1,529						1,529	13,471	0	89,927
70	2007/09/25	15,000	32	18,000	1,419						1,419	13,581	0	76,346
71	2007/10/25	15,000	30	18,000	1,129						1,129	13,871	0	62,475
72	2007/11/22	15,000	28	18,000	852						852	14,138	0	48,337

この計算書類などの契約利率に基づくまたは契約利率に該当しない場合は、あくまで実際の参考資料として提出するものであります。いかなる意味においても、CFJ合同会社(以下「当社」といいます)が負担する可能性ある債務に該当して、消滅時効による判決を放棄し、またはその他の追訴権利を中断させるものではありません。万一、当社の従員または従業員または文書を作成した場合は、すべて被代理人行為として該当します。

この計算書類などの契約利率に基づくまたは契約利率に該当しない場合は、あくまで実際の参考資料として提出するものであります。いかなる意味においても、CFJ合同会社(以下「当社」といいます)が負担する可能性ある債務に該当して、消滅時効による判決を放棄し、またはその他の追訴権利を中断させるものではありません。万一、当社の従員または従業員または文書を作成した場合は、すべて被代理人行為として該当します。

No.	-取引日	賞付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延資金金	損害金合計	利息	元金充当額	総利回り	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	
73	2007/1/25		15,000	33	18,000	786					786	14,214	0	34,123	
74	2008/01/28		15,000	34	18,000	569					569	14,431	0	19,692	
75	2008/02/25		15,000	28	18,000	271					271	14,729	0	4,963	
76	2008/03/25		15,000	29	16,000	70					70	14,940	0	-9,967	
77	2008/04/25		15,000	31	5,000	-42					-42	15,000	-42	-24,967	
78	2008/05/23		15,000	28	5,000	-95					-95	15,000	-137	-39,967	
79	2008/06/27		15,000	35	5,000	-191					-191	15,000	-328	-54,967	
80	2008/07/25		15,000	28	5,000	-210					-210	15,000	-539	-69,967	
81	2008/08/25		15,000	31	5,000	-296					-296	15,000	-834	-84,967	
82	2008/09/25		15,000	31	5,000	-359					-359	15,000	-1,193	-99,967	
83	2008/10/28		15,000	33	5,000	-450					-450	15,000	-1,643	-114,967	
84	2008/11/25		15,000	28	5,000	-439					-439	15,000	-2,062	-129,967	
85	2008/12/25		15,000	30	5,000	-532					-532	15,000	-2,614	-144,967	
86	2009/01/23		15,000	29	5,000	-574					-574	15,000	-3,188	-159,967	
87	2009/02/26		12,000	34	5,000	-745					-745	12,000	-3,933	-171,967	
88	2009/03/26		12,000	28	5,000	-659					-659	12,000	-4,592	-183,967	
89	2009/04/27		12,000	32	5,000	-806					-806	12,000	-5,398	-195,967	
90	2009/05/25		12,000	28	5,000	-751					-751	12,000	-6,149	-207,967	
91	2009/06/25		12,000	31	5,000	-883					-883	12,000	-7,032	-219,967	
92	2009/07/24		12,000	29	5,000	-873					-873	12,000	-7,905	-231,967	
93	2009/08/25		12,000	32	5,000	-1,016					-1,016	12,000	-8,921	-243,967	
94	2009/09/28		12,000	34	5,000	-1,136					-1,136	12,000	-10,057	-255,967	
95	2009/10/23		12,000	25	5,000	-876					-876	12,000	-10,933	-267,967	
96	2009/11/25		12,000	33	5,000	-1,211					-1,211	12,000	-12,144	-279,967	
97	2009/12/25		12,000	30	5,000	-1,150					-1,150	12,000	-13,294	-291,967	
98	2010/01/25		12,000	31	5,000	-1,238					-1,238	12,000	-14,532	-303,967	
99	2010/02/25		12,000	31	5,000	-1,290					-1,290	12,000	-15,822	-315,967	
100	2010/03/25		12,000	28	5,000	-1,211					-1,211	12,000	-17,033	-327,967	
101	2010/04/28		12,000	34	5,000	-1,527					-1,527	12,000	-18,560	-339,967	
102	2010/05/26		12,000	28	5,000	-1,303					-1,303	12,000	-19,863	-351,967	
103	2010/06/28		12,000	33	5,000	-1,591					-1,591	12,000	-21,454	-363,967	
104	2010/07/26		12,000	28	5,000	-1,396					-1,396	12,000	-22,850	-375,967	
105	2010/08/30		12,000	35	5,000	-1,802					-1,802	12,000	-24,652	-387,967	
106	2010/09/27		12,000	28	5,000	-1,498					-1,498	12,000	-26,140	-399,967	
107	2010/10/27		12,000	30	5,000	-1,643					-1,643	12,000	-27,783	-411,967	
108	2010/11/26		12,000	30	5,000	-1,693					-1,693	12,000	-29,476	-423,967	
109	2010/12/30		12,000	34	5,000	-1,974					-1,974	12,000	-31,450	-435,967	
110	2011/01/26		12,000	27	5,000	-1,611					-1,611	12,000	-33,061	-447,967	
111	2011/02/25		12,000	30	5,000	-1,840					-1,840	12,000	-34,901	-459,967	
112	2011/03/25		12,000	28	5,000	-1,764					-1,764	12,000	-36,665	-471,967	

この計算式(面倒と/or)に基づくれば利息率に基づいた利率に基づいた利息率においても、おまくまで實際の参考資料として提出するものではありませんが負担する可能性はある債務者に適用して、清算時による利子を放棄し、当該債務を承認し、またはその起運行中の消滅時効を中断せせるものではありません。万一一、当社の投資または投資員がこれに反する発言を行へ、または文書を作成した場合は、すべて無効代理行為として無効であり、当社はこれを追認いたしません。

No.	取引日	賞付金額	入金額	期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息	損害金合計	元金充当額	未返済利息	残元金
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)
113	2011/04/25		12,000	31	5,000	-2,004					-2,004	12,000	-38,669	-483,967	
114	2011/05/25		12,000	30	5,000	-1,988					-1,988	12,000	-40,657	-495,967	
115	2011/06/24		13,568	30	5,000	-2,038					-2,038	13,968	-42,695	-59,935	
116	2011/07/19		0	2,217	5,000	-154,722					-154,722	0	-197,417	-59,935	

この最終整理をとの契約内容に基づくまでは利息和損料として提出するもので、いかなる意味においても、CFJ合同会社が以下「当社」といいますのが負担する可塑性ある債務に附して、消費税による利息を枚差し、当該債務を承認し、またはその他の進行中の消滅時刻を中断させらるものはありません。一方、当社の従員または社員がこれに反する発言を行い、または文書を作成した場合は、すべて無効代理行為と見做されます。

これは正本である。

平成30年1月23日

大阪地方裁判所

裁判所書記官 中村英之